

届書を提出する日

出生届

令和 年 月 日届出

長

※令和6年8月1日現在

受理	令和 年 月 日					
第	ここには何も書かないでください					
書類調査	記載	記載調査	調査票	附票	住所票	通知

朱線部訂正

訂正印



※消えるボールペンで書かないでください。
読みやすい字ではっきりと書いてください。

(1) 子の氏名 (外国人のときはローマ字を付記してください)	ふじ 氏 富士	いちた 名 一太	父母との続き柄	☒ 嫡出子 (長男) ☐ 嫡出でない子 (長女)
(2) 生まれたとき	令和 6 年 8 月 1 日	☒ 午前 ☐ 午後	10 時 15 分	
(3) 生まれたところ	静岡県 富士市高島町50 番地 番 号			
(4) 住所 (住民登録をするところ)	静岡県 富士市 米之宮町288 番地 番 号 (アパート・マンション名)			
(5) 父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父 富士 太郎 昭和 6 年 1 月 10 日 (満 30 歳) 平成	母 富士 花子 昭和 5 年 10 月 1 日 (満 30 歳) 平成	☒ 子 ☐ 子の子	
(6) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	静岡県 富士市永田町1丁目100 番地 番			
(7) 同居を始めたとき	平成 5 年 6 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください) 令和			
(8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☒ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)			
(9) 父母の職業	父の職業		母の職業	
その他				
届出人	☒ 父 ☐ 1. 母 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長			
住所	(4) 欄に同じ			
本籍	(6) 欄に同じ		番地 番	筆頭者の氏名 (6) 欄に同じ
署名 (※押印は任意)	富士 太郎		昭和 6 年 1 月 10 日生 富士 平成	
事件簿番号	日中連絡のつきやすい番号を入れてください		連絡先	電話 1234(56) 7890 自宅 勤務先[]・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。

子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

産院などの所在地
(病院名はいりません)

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、原則として子の父または母です。(戸籍法第52条)届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

◎母子健康手帳をご持参ください。

出生証明書

子の氏名	男女の別	1 男 2 女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 午後 時 分
出生したところの種別	● 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他	
出生したところ及びその種別	出生したところ (出生したところの種別1～3 施設の名称)	番地 番 号
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル
単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	
母の氏名	妊娠週数	満 週 日
この母の出産した子の数	出生子 (この出生子及び出生後死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎
1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) (氏名)	番地 番 号

医師

助産師等が記入します

※出生届の手続きについて、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

無戸籍 法務省



記入の注意

夜の12時は「午前0時」、
昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。